

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 金上 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）（「ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：Dラ安成）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

### (5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

### (6) 【申込単位】

1円以上1円単位

再投資される収益分配金については1口単位とします。

### (7) 【申込期間】

平成26年11月14日から平成27年11月13日までです。

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

### (9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。  
振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ( )
		その他資産 ( )		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	( )	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし		
中小型株	年6回	北米			オブ・	
債券	(隔月)	欧州	ファンズ		その他	ロング・
一般	年12回	アジア			( )	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				その他
クレジット	( )	中近東				( )
属性		(中東)				

( )	エマージング				
不動産投信					
その他資産					
(投資信託証券					
(資産複合(株					
式、債券))					
資産複合					
( )					

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

## 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
		不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	

決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。



投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

### ファンドの目的

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、各資産の指数を合成した指数をベンチマークとして、超過収益を積み上げることをめざします。

## ファンドの特色

1

主として、国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンドおよび世界株式マザーファンドへの投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

---

2

委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマーク<sup>(注1)</sup>として、超過収益を積み上げることを図ります。

---

委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA - BPI総合インデックス<sup>(注2)</sup>42%、東証株価指数(TOPIX)<sup>(注3)</sup>30%、シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)<sup>(注4)</sup>10%、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)<sup>(注5)</sup>15%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。

(注1)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

(注2)NOMURA - BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA - BPI総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

(注3)東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

(注4)シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、シティ世界国債インデックス(除く日本)をもとに、委託会社が計算したものです。

(注5)MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)は、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

3

**国内債券、国内株式、外国債券、および外国株式に投資するそれぞれのマザーファンドを設定し、その運用にはベンチマークを定め、アクティブ運用により、これを上回る収益を追求します。**

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

ファンド名	基本方針
-------	------

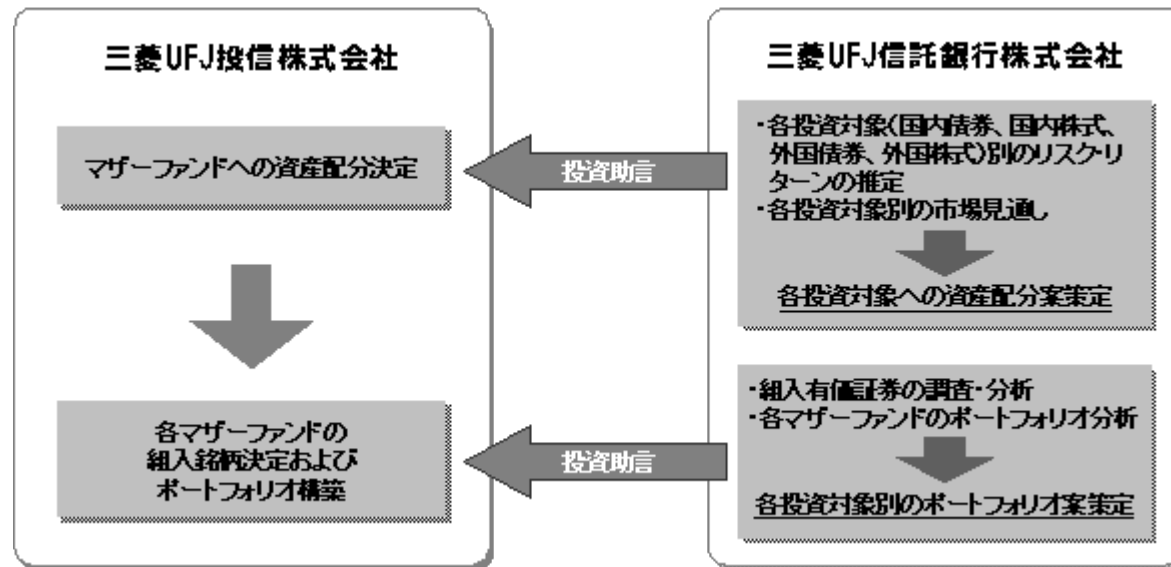
国内債券マザーファンド	国内の債券を主要投資対象とし、NOMURA - BPI総合インデックスを上回る投資成果をめざします。
国内株式マザーファンド	国内の株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)を上回る投資成果をめざします。
世界債券マザーファンド	外国の債券を主要投資対象とし、シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を上回る投資成果をめざします。
世界株式マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とし、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイインデックス)(円換算ベース)を上回る投資成果をめざします。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。そのため、為替相場の変動による影響を受けます。

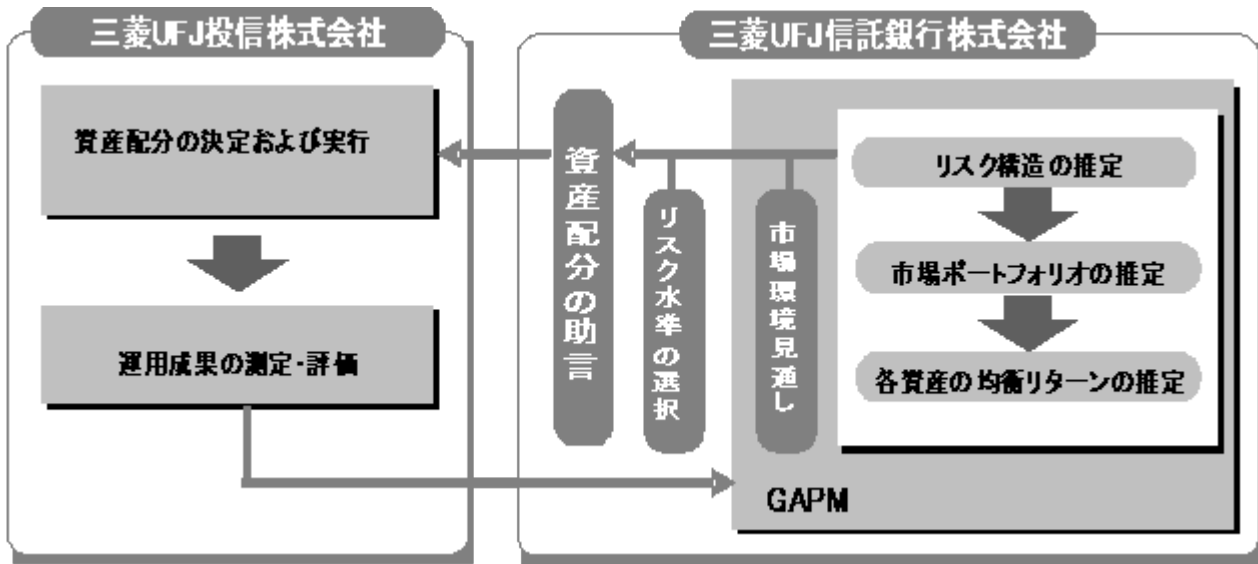
4

**資産配分および各マザーファンドのポートフォリオ構築にあたりましては、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けます。**

投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。



(参考)ベビーファンドの資産配分助言のプロセス

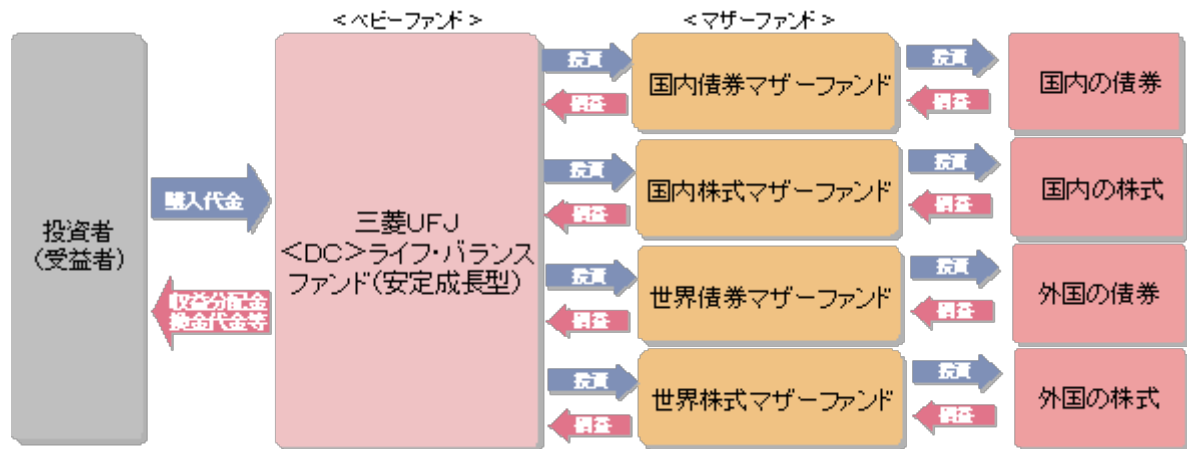


#### GAPM

GAPM (Global Asset Pricing Model)とは、市場均衡理論にその基礎を置く資本資産評価モデル(CAPM = Capital Asset Pricing Model)をグローバルに展開した、リスク・リターンの推計モデルです。

#### <ファンドの仕組み>

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## &lt; 主な投資制限 &gt;

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

## &lt; 分配方針 &gt;

- ・年1回の決算時(8月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

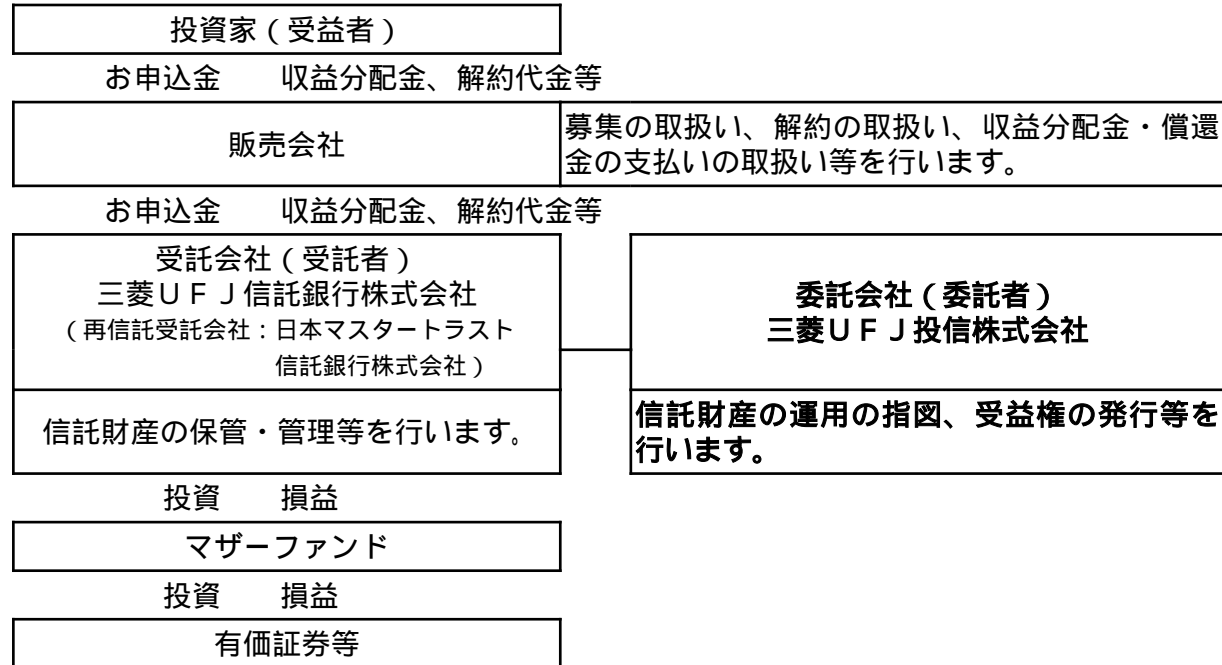
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成13年10月18日 設定日、信託契約締結、運用開始  
 平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継  
 名称を「UFJパートナーズ<DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）」から「三菱UFJ<DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）」に変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
-------------------------------------	---

#### 委託会社の概況

- ・資本金

2,000百万円(平成26年8月末現在)

- ・沿革

平成9年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月

三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更



## ・大株主の状況（平成26年8月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券および世界株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券および世界株式マザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

国内債券42%、国内株式30%、外国債券10%、外国株式15%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

(注) 委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA - BPI 総合インデックス42%、東証株価指数(TOPIX)30%、シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)10%、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイインデックス)(円換算ベース)15%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャー(注)のコントロールを行う場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合(信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合)は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の割合のことをいいます。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、)

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

八. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンド、世界株式マザーファンドおよび短期資産マザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。)
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。)
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

#### <マザーファンドの概要>

国内債券マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。

金利予測に基づき、デュレーション<sup>(注)</sup>のリスクをベンチマーク(NOMURA - BPI総合インデックス)に対して限定的に取りつつ、残存期間構成・種別構成の変更を行うことにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. マクロ経済・市場環境等の分析に基づき、デュレーション・残存期間構成・種別構成等を決定します。
2. デュレーションについては、ベンチマーク比±25%程度の範囲内で、コントロールします。
3. 残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市場環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。
4. セクター配分は、ヒストリカルデータ分析に、信用リスク・流動性・投資家動向等の分析を加味して決定します。

金融債、事業債、円建外債への投資は、原則としてA格以上(S&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所の内の最高格付を採用)に限定しており、またセクター内においては一つの銘柄・業種に過度のウェイトをかけず、分散を図ります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

公社債組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

(投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

国内株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を主軸としつつ、トップダウンによるリスク・コントロール(業種配分・ファクター戦略)を付加することにより、長期・安定的にベンチマーク(東証株価指数(TOPIX))を上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. わが国の金融商品取引所上場銘柄および店頭登録銘柄を対象に成長性・安全性・流動性等を勘案した組入候補銘柄群を選定したうえで、利益成長性(業績モメンタム、中期成長性)、企業の定性評価(事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略)、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。
2. 構築されたポートフォリオについては、マクロ経済・金利・株式市場等の分析に基づくセクター配分、ファクター戦略を加味して、リスク・コントロールを図ります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 世界債券マザーファンド

##### （基本方針）

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

##### （運用方法）

###### 投資対象

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

###### 投資態度

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

金利・為替予測に基づき、通貨別投資配分、デュレーション、残存期間構成のリスクをベンチマーク（シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に対して限定的に取ることにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

- 1．各国のマクロ環境分析、市場動向分析に基づき、通貨別国別投資配分・デュレーション・残存期間構成等を決定します。
- 2．国別通貨別投資配分、デュレーションについては通貨ブロック（ドル圏、欧州圏）別のデュレーション調整後ウェイトをベンチマーク比 $\pm 50\%$ 程度の範囲内とします。
- 3．残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市況環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。

原則としてA格以上（S&P、ムーディーズの内の最高格付を採用）の公社債等に限定しており、特定の銘柄に対し、過度の集中がないように配慮します。

公社債組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産については、原則としてヘッジは行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### （投資制限）

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 世界株式マザーファンド

##### （基本方針）

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

##### （運用方法）

###### 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

###### 投資態度

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

世界各国の経済動向、株式市場動向の分析を踏まえ北米・欧州・アジアの3地域の投資配分を決定し、その上でボトムアップによる銘柄選択を行います。リスク・コントロール(国別配分・ファクター分析・信用リスク)を付加することにより長期・安定的にベンチマーク(MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース))を上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)採用銘柄およびインデックス採用国の中で成長性に魅力があり信用リスク上問題の無い銘柄から約1,000銘柄を投資対象銘柄として選定します。
2. 政治・経済・金利・通貨動向等マクロの環境分析、株式市場分析に基づき北米・欧州・アジアの3地域の投資配分を決定します。
3. 投資対象銘柄群の中から、利益成長性(業績モメンタム、中期成長性)、企業の定性評価(事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略)、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定します。
4. 上記により構築されたポートフォリオについては、国別ウエイト、ファクター分析、トラッキングエラー、投資対象国・投資対象銘柄制度による信用リスク等のチェックによりリスク・コントロールを図ります。

特定の銘柄や業種、国に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。ただし、外国または外国の者の発行する株券等に限りません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 短期資産マザーファンド

##### (基本方針)

この投資信託は、安定的な収益の確保を目標として運用を行います。

##### (運用方法)

投資対象

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

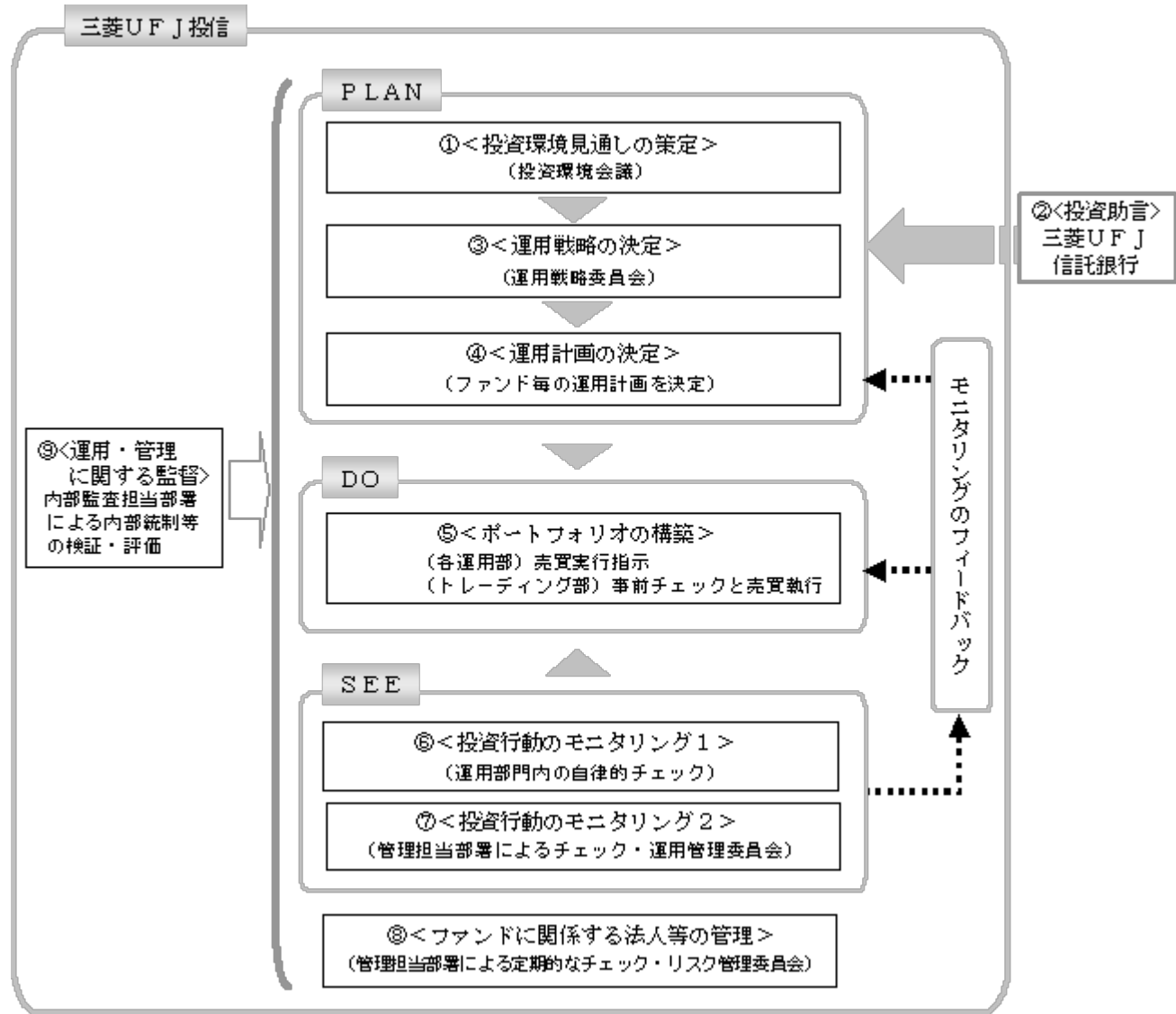
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行(「助言元」といいます。)から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。



## 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

### ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかつた利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## （５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

### 株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 外貨建資産

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の40以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権( に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権( 5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ

(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

##### (為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けまます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。  
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。  
各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク・為替変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### （３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.512%（税抜 年1.4%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7668% (税抜 年0.71%)	年0.6588% (税抜 年0.61%)	年0.0864% (税抜 年0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### （４）【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれません。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

#### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### １．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成26年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成26年8月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	268,690,968	98.80
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,266,389	1.20
純資産総額		271,957,357	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成26年8月29日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	国内債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		80,512,380	1.3098	105,455,289		38.83
					1.3117	105,608,088		
日本	国内株式マザーファンド	親投資信託 受益証券		120,614,857	0.7193	86,759,180		32.05
					0.7226	87,156,295		
日本	世界株式マザーファンド	親投資信託 受益証券		28,025,994	1.5965	44,743,500		17.03
					1.6524	46,310,152		
日本	世界債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		12,424,564	2.3503	29,201,604		10.89
					2.3837	29,616,433		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成26年8月29日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.80
合計	98.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第4計算期間末日 (平成17年 8月15日)	63,787,272 (分配付)	10,872 (分配付)
	63,787,272 (分配落)	10,872 (分配落)
第5計算期間末日 (平成18年 8月14日)	86,861,482 (分配付)	12,266 (分配付)
	86,861,482 (分配落)	12,266 (分配落)
第6計算期間末日 (平成19年 8月14日)	137,609,465 (分配付)	12,998 (分配付)
	137,609,465 (分配落)	12,998 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年 8月14日)	129,954,491 (分配付)	11,630 (分配付)
	129,954,491 (分配落)	11,630 (分配落)
第8計算期間末日 (平成21年 8月14日)	134,709,029 (分配付)	10,208 (分配付)
	134,709,029 (分配落)	10,208 (分配落)
第9計算期間末日 (平成22年 8月16日)	145,501,615 (分配付)	9,627 (分配付)
	145,501,615 (分配落)	9,627 (分配落)
第10計算期間末日 (平成23年 8月15日)	153,825,202 (分配付)	9,382 (分配付)
	153,825,202 (分配落)	9,382 (分配落)

第11計算期間末日 (平成24年 8月14日)	168,533,594 (分配付) 168,533,594 (分配落)	9,442 (分配付) 9,442 (分配落)
第12計算期間末日 (平成25年 8月14日)	226,940,159 (分配付) 226,940,159 (分配落)	12,129 (分配付) 12,129 (分配落)
第13計算期間末日 (平成26年 8月14日)	269,690,903 (分配付) 269,690,903 (分配落)	12,991 (分配付) 12,991 (分配落)
平成25年 8月末日	223,342,738	11,877
9月末日	233,001,128	12,342
10月末日	237,650,566	12,472
11月末日	245,247,857	12,846
12月末日	248,953,368	13,106
平成26年 1月末日	243,060,906	12,727
2月末日	242,873,378	12,756
3月末日	247,473,426	12,729
4月末日	250,510,575	12,561
5月末日	260,279,676	12,727
6月末日	263,336,482	12,950
7月末日	268,342,653	13,070
8月末日	271,957,357	13,105

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第4計算期間	10.61
第5計算期間	12.82
第6計算期間	5.96
第7計算期間	10.52
第8計算期間	12.22
第9計算期間	5.69
第10計算期間	2.54
第11計算期間	0.63
第12計算期間	28.45
第13計算期間	7.10

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第4計算期間	17,407,305	3,298,222	58,672,606
第5計算期間	17,424,571	5,282,635	70,814,542
第6計算期間	50,389,250	15,335,216	105,868,576
第7計算期間	22,812,870	16,943,300	111,738,146
第8計算期間	30,380,456	10,158,258	131,960,344
第9計算期間	25,789,677	6,616,231	151,133,790
第10計算期間	24,056,196	11,229,991	163,959,995
第11計算期間	22,310,000	7,779,322	178,490,673

第12計算期間	23,378,535	14,756,391	187,112,817
第13計算期間	38,252,620	17,762,426	207,603,011

&lt; 参考 &gt;

「国内債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成26年8月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	2,152,965,190	86.21
特殊債券	日本	202,121,000	8.09
社債券	日本	109,324,000	4.38
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		32,939,706	1.32
純資産総額		2,497,349,896	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成26年8月29日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段:帳簿価額 下段:評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第99回利付国債(5年)	国債証券		305,000	100.67 100.6750	307,051,050 307,058,750	0.400000 2016/09/20	12.30
日本	第147回利付国債(20年)	国債証券		143,000	104.15 105.1140	148,943,080 150,313,020	1.600000 2033/12/20	6.02
日本	第106回利付国債(5年)	国債証券		123,000	100.34 100.3340	123,419,430 123,410,820	0.200000 2017/09/20	4.94
日本	第7回東日本旅客鉄道	社債券		100,000	109.53 109.3240	109,530,000 109,324,000	3.300000 2017/08/25	4.38
日本	第28回中日本高速道路	特殊債券		100,000	102.08 102.0170	102,088,000 102,017,000	0.782000 2018/03/20	4.09
日本	第140回利付国債(20年)	国債証券		94,000	107.35 108.1390	100,916,520 101,650,660	1.700000 2032/09/20	4.07
日本	第331回利付国債(10年)	国債証券		100,000	101.17 101.4800	101,179,000 101,480,000	0.600000 2023/09/20	4.06
日本	第110回利付国債(20年)	国債証券		86,000	115.93 116.4820	99,707,540 100,174,520	2.100000 2029/03/20	4.01
日本	第3回緑資源債券(財投機関債)	特殊債券		100,000	100.19 100.1040	100,198,000 100,104,000	1.710000 2014/09/25	4.01
日本	第113回利付国債(5年)	国債証券		97,000	100.74 100.6990	97,726,530 97,678,030	0.300000 2018/06/20	3.91
日本	第325回利付国債(10年)	国債証券		93,000	103.34 103.5630	96,109,920 96,313,590	0.800000 2022/09/20	3.86
日本	第334回利付国債(10年)	国債証券		92,000	100.70 101.0280	92,645,840 92,945,760	0.600000 2024/06/20	3.72
日本	第315回利付国債(10年)	国債証券		78,000	106.36 106.4200	82,967,040 83,007,600	1.200000 2021/06/20	3.32
日本	第103回利付国債(5年)	国債証券		81,000	100.57 100.5580	81,463,320 81,451,980	0.300000 2017/03/20	3.26
日本	第88回利付国債(20年)	国債証券		66,000	118.22 118.5980	78,031,140 78,274,680	2.300000 2026/06/20	3.13
日本	第28回利付国債(30年)	国債証券		58,000	118.67 119.9030	68,830,920 69,543,740	2.500000 2038/03/20	2.78
日本	第102回利付国債(5年)	国債証券		68,000	100.52 100.5160	68,359,720 68,350,880	0.300000 2016/12/20	2.74
日本	第310回利付国債(10年)	国債証券		60,000	104.89 104.8120	62,934,600 62,887,200	1.000000 2020/09/20	2.52
日本	第115回利付国債(5年)	国債証券		54,000	100.32 100.3020	54,176,300 54,163,080	0.200000 2018/09/20	2.17
日本	第321回利付国債(10年)	国債証券		51,000	104.97 105.1250	53,534,700 53,613,750	1.000000 2022/03/20	2.15
日本	第329回利付国債(10年)	国債証券		50,000	103.06 103.3110	51,534,500 51,655,500	0.800000 2023/06/20	2.07
日本	第294回利付国債(10年)	国債証券		48,000	106.14 106.0120	50,951,040 50,885,760	1.700000 2018/06/20	2.04
日本	第109回利付国債(5年)	国債証券		47,000	100.01 99.9820	47,007,990 46,991,540	0.100000 2018/03/20	1.88
日本	第35回利付国債(30年)	国債証券		42,000	107.97 109.5150	45,347,820 45,996,300	2.000000 2041/09/20	1.84

日本	第119回利付国債(20年)	国債証券	38,000	111.10 111.5980	42,218,380 42,407,240	1.800000 2030/06/20	1.70
日本	第41回利付国債(30年)	国債証券	34,000	100.49 101.8930	34,167,280 34,643,620	1.700000 2043/12/20	1.39
日本	第319回利付国債(10年)	国債証券	30,000	105.68 105.8270	31,704,900 31,748,100	1.100000 2021/12/20	1.27
日本	第44回利付国債(20年)	国債証券	28,000	112.96 112.8300	31,631,040 31,592,400	2.500000 2020/03/20	1.27
日本	第129回利付国債(20年)	国債証券	20,000	110.34 110.9460	22,069,200 22,189,200	1.800000 2031/06/20	0.89
日本	第35回利付国債(20年)	国債証券	20,000	108.37 108.1920	21,674,400 21,638,400	3.300000 2017/03/20	0.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年8月29日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	86.21
特殊債券	8.09
社債券	4.38
合計	98.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## < 参考 >

### 「国内株式マザーファンド」

#### (1) 投資状況

平成26年8月29日現在

(単位: 円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	1,993,480,570	98.83
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		23,576,082	1.17
純資産総額		2,017,056,652	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

平成26年8月29日現在

国 / 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段: 帳簿価額 下段: 評価額		利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	14,800	6,028.00 5,928.00	89,214,400 87,734,400		4.35
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	136,500	592.10 598.20	80,821,650 81,654,300		4.05
日本	富士重工業	株式	輸送用機器	16,200	2,911.00 2,955.50	47,158,200 47,879,100		2.37
日本	塩野義製薬	株式	医薬品	15,500	2,325.00 2,450.00	36,037,500 37,975,000		1.88
日本	オリックス	株式	その他金融業	23,200	1,569.50 1,570.00	36,412,400 36,424,000		1.81
日本	三菱電機	株式	電気機器	26,000	1,308.00 1,302.00	34,008,000 33,852,000		1.68
日本	三井不動産	株式	不動産業	10,000	3,268.50 3,315.00	32,685,000 33,150,000		1.64
日本	東京海上ホールディングス	株式	保険業	10,400	3,111.00 3,171.50	32,354,400 32,983,600		1.64
日本	三井物産	株式	卸売業	19,300	1,668.50 1,696.00	32,202,050 32,732,800		1.62
日本	花王	株式	化学	7,200	4,113.00 4,485.00	29,613,600 32,292,000		1.60
日本	東芝	株式	電気機器	70,000	453.40 458.60	31,738,000 32,102,000		1.59

日本	セブン&アイ・ホールディングス	株式	小売業	7,600	4,240.50 4,172.50	32,227,800 31,711,000		1.57
日本	エムスリー	株式	サービス業	17,000	1,716.00 1,819.00	29,172,000 30,923,000		1.53
日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	4,100	7,041.00 7,506.00	28,868,100 30,774,600		1.53
日本	シスメックス	株式	電気機器	7,600	4,260.00 4,025.00	32,376,000 30,590,000		1.52
日本	ダイキン工業	株式	機械	4,100	6,649.00 7,170.00	27,260,900 29,397,000		1.46
日本	三和ホールディングス	株式	金属製品	38,000	713.00 761.00	27,094,000 28,918,000		1.43
日本	参天製薬	株式	医薬品	4,800	6,061.20 6,000.00	29,093,800 28,800,000		1.43
日本	日本航空電子工業	株式	電気機器	12,000	2,252.56 2,393.00	27,030,837 28,716,000		1.42
日本	パナダイナムコホールディングス	株式	その他製品	9,600	3,000.00 2,906.00	28,800,000 27,897,600		1.38
日本	サトーホールディングス	株式	機械	9,200	2,740.57 3,000.00	25,213,286 27,600,000		1.37
日本	長谷工コーポレーション	株式	建設業	31,800	800.00 861.00	25,440,000 27,379,800		1.36
日本	朝日インテック	株式	精密機器	5,600	4,200.00 4,860.00	23,520,000 27,216,000		1.35
日本	オムロン	株式	電気機器	6,000	4,465.00 4,505.00	26,790,000 27,030,000		1.34
日本	日立金属	株式	鉄鋼	15,000	1,668.00 1,772.00	25,020,000 26,580,000		1.32
日本	日本電信電話	株式	情報・通信業	3,800	6,824.00 6,980.00	25,931,200 26,524,000		1.31
日本	カシオ計算機	株式	電気機器	14,600	1,740.36 1,812.00	25,409,354 26,455,200		1.31
日本	東京建物	株式	不動産業	28,000	848.00 890.00	23,744,000 24,920,000		1.24
日本	アマダ	株式	機械	25,000	964.00 980.00	24,100,000 24,500,000		1.21
日本	日本特殊陶業	株式	ガラス・土石製品	8,000	3,110.00 3,035.00	24,880,000 24,280,000		1.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年8月29日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
株式	
鉱業	0.55
建設業	4.59
食料品	3.23
繊維製品	0.95
化学	4.09
医薬品	3.60
石油・石炭製品	0.66
ゴム製品	0.85
ガラス・土石製品	1.58
鉄鋼	2.24
非鉄金属	2.39
金属製品	2.44
機械	7.32
電気機器	15.99
輸送用機器	10.28
精密機器	2.12
その他製品	1.80
情報・通信業	6.01
卸売業	3.32
小売業	3.12
銀行業	7.16
証券、商品先物取引業	0.90
保険業	1.64
その他金融業	1.81
不動産業	5.27
サービス業	4.92
合計	98.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

< 参考 >

「世界債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成26年8月29日現在  
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	247,543,428	38.06
	ベルギー	97,455,408	14.98
	フランス	76,910,685	11.83
	ドイツ	63,370,016	9.74
	イギリス	58,214,448	8.95
	オランダ	18,315,042	2.82
	カナダ	14,749,159	2.27
	オーストリア	11,359,559	1.75
	オーストラリア	10,580,399	1.63
	ポーランド	7,465,175	1.15
	メキシコ	6,850,064	1.05
	アイルランド	5,578,645	0.86
	スウェーデン	3,906,967	0.60
	マレーシア	3,174,351	0.49
	シンガポール	2,543,343	0.39
ノルウェー	2,341,818	0.36	
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		20,021,234	3.07
純資産総額		650,379,741	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成26年8月29日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	3.125 T-NOTE 170131	国債証券		799,000.00	10,995.22 10,973.7468	87,851,841 87,680,236	3.125000 2017/01/31	13.48
アメリカ	3.25 T-NOTE 160531	国債証券		396,000.00	10,911.74 10,884.5953	43,210,514 43,102,996	3.250000 2016/05/31	6.63
フランス	3.75 O.A.T 191025	国債証券		225,000.00	15,979.03 16,074.0866	35,952,836 36,166,694	3.750000 2019/10/25	5.56
アメリカ	1.875 T-NOTE 200630	国債証券		294,000.00	10,361.03 10,402.3664	30,461,435 30,582,956	1.875000 2020/06/30	4.70
ベルギー	3.75 BEL GOVT 200928	国債証券		163,000.00	16,191.70 16,338.0334	26,392,471 26,630,994	3.750000 2020/09/28	4.09
ベルギー	4.25 BEL GOVT 410328	国債証券		136,000.00	18,446.18 19,441.1178	25,086,816 26,439,920	4.250000 2041/03/28	4.07
ベルギー	4.25 BEL GOVT 210928	国債証券		141,000.00	16,840.62 17,047.8178	23,745,283 24,037,423	4.250000 2021/09/28	3.70
アメリカ	2 T-NOTE 230215	国債証券		228,000.00	10,101.68 10,205.4225	23,031,836 23,268,363	2.000000 2023/02/15	3.58
アメリカ	3.75 T-NOTE 181115	国債証券		201,000.00	11,367.63 11,356.2881	22,848,945 22,826,138	3.750000 2018/11/15	3.51
ドイツ	4.25 BUND 180704	国債証券		129,000.00	15,875.10 15,879.2036	20,478,880 20,484,172	4.250000 2018/07/04	3.15
ドイツ	4 BUND 160704	国債証券		110,000.00	14,710.58 14,681.1860	16,181,648 16,149,304	4.000000 2016/07/04	2.48
フランス	3.75 O.A.T 210425	国債証券		94,000.00	16,333.92 16,508.2996	15,353,894 15,517,801	3.750000 2021/04/25	2.39
アメリカ	4.375 T-BOND 380215	国債証券		120,000.00	12,491.75 12,896.1787	14,990,105 15,475,414	4.375000 2038/02/15	2.38
フランス	5.5 O.A.T 290425	国債証券		73,000.00	19,854.81 20,485.2804	14,494,016 14,954,254	5.500000 2029/04/25	2.30

アメリカ	3.625 T-NOTE 210215	国債証券		116,000.00	11,409.77 11,448.6815	13,235,343 13,280,470	3.625000 2021/02/15	2.04
ベルギー	3.75 BEL GOVT 150928	国債証券		88,000.00	14,251.07 14,223.7238	12,540,946 12,516,876	3.750000 2015/09/28	1.92
イギリス	4 GILT 160907	国債証券		66,000.00	18,278.33 18,292.9644	12,063,702 12,073,356	4.000000 2016/09/07	1.86
イギリス	4.25 GILT 360307	国債証券		55,000.00	20,302.85 20,975.6916	11,166,572 11,536,630	4.250000 2036/03/07	1.77
オーストリア	4.35 AUSTRIA GOVT 190315	国債証券		70,000.00	16,174.60 16,227.9416	11,322,223 11,359,559	4.350000 2019/03/15	1.75
アメリカ	2.75 T-BOND 420815	国債証券		116,000.00	9,384.41 9,764.5275	10,885,923 11,326,851	2.750000 2042/08/15	1.74
イギリス	4.25 GILT 551207	国債証券		48,000.00	21,662.28 22,717.1412	10,397,899 10,904,227	4.250000 2055/12/07	1.68
オーストラリア	5.25 AUST GOVT 190315	国債証券		99,000.00	10,640.69 10,687.2723	10,534,290 10,580,399	5.250000 2019/03/15	1.63
カナダ	2.75 CAN GOVT 220601	国債証券		103,000.00	10,161.04 10,217.1245	10,465,879 10,523,638	2.750000 2022/06/01	1.62
ドイツ	2.25 BUND 210904	国債証券		61,000.00	15,218.65 15,369.0888	9,283,378 9,375,144	2.250000 2021/09/04	1.44
オランダ	3.25 NETH GOVT 210715	国債証券		58,000.00	15,963.31 16,130.1582	9,258,720 9,355,491	3.250000 2021/07/15	1.44
ドイツ	4.25 BUND 390704	国債証券		44,000.00	19,835.66 20,741.0216	8,727,694 9,126,049	4.250000 2039/07/04	1.40
オランダ	4 NETH GOVT 180715	国債証券		57,000.00	15,697.31 15,718.5106	8,947,468 8,959,551	4.000000 2018/07/15	1.38
イギリス	1.75 GILT 220907	国債証券		51,000.00	16,389.75 16,721.8740	8,358,777 8,528,155	1.750000 2022/09/07	1.31
ドイツ	4 BUND 370104	国債証券		42,000.00	18,781.93 19,607.9650	7,888,412 8,235,345	4.000000 2037/01/04	1.27
ベルギー	1.25 BEL GOVT 180622	国債証券		55,000.00	14,183.37 14,236.7160	7,800,858 7,830,193	1.250000 2018/06/22	1.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年8月29日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	96.92
合計	96.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



&lt; 参考 &gt;

「世界株式マザーファンド」

( 1 ) 投資状況

平成26年8月29日現在

( 単位：円 )

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	756,443,266	65.33
	イギリス	103,296,505	8.92
	スウェーデン	80,570,370	6.96
	オーストラリア	50,159,301	4.33
	スイス	30,670,741	2.65
	フランス	25,713,978	2.22
	ベルギー	18,186,310	1.57
	スペイン	16,795,807	1.45
	デンマーク	15,258,006	1.32
	香港	15,048,138	1.30
	ドイツ	12,361,456	1.07
	イタリア	8,101,375	0.70
	シンガポール	7,137,098	0.62
フィンランド	6,528,621	0.56	
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		11,688,090	1.00
純資産総額		1,157,959,062	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

( 2 ) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成26年8月29日現在

国 / 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
アメリカ	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,003	9,852.18 10,607.41	29,586,119 31,854,067		2.75
アメリカ	FIRST REPUBLIC BANK/CA	株式	銀行	5,065	4,891.34 5,025.16	24,774,642 25,452,463		2.20
アメリカ	MARKEL CORP	株式	保険	370	66,801.29 67,517.10	24,716,480 24,981,328		2.16
アメリカ	ORACLE CORP	株式	ソフトウェア・サービス	5,275	4,166.19 4,281.34	21,976,696 22,584,120		1.95
アメリカ	WELLPOINT INC	株式	ヘルスケア機器・サービス	1,815	11,550.41 12,059.77	20,963,997 21,888,491		1.89
アメリカ	EOG RESOURCES INC	株式	エネルギー	1,925	11,062.83 11,244.37	21,295,954 21,645,428		1.87
アメリカ	HARLEY-DAVIDSON INC	株式	自動車・自動車部品	3,285	6,400.75 6,583.34	21,026,490 21,626,273		1.87
アメリカ	TD AMERITRADE HOLDING CORP	株式	各種金融	6,070	3,319.68 3,423.42	20,150,457 20,780,159		1.79
アメリカ	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	株式	各種金融	1,420	13,393.87 14,120.05	19,019,297 20,050,472		1.73
アメリカ	AMERICAN EXPRESS CO	株式	各種金融	2,170	8,963.13 9,234.93	19,450,005 20,039,808		1.73
アメリカ	M & T BANK CORP	株式	銀行	1,565	12,451.91 12,724.74	19,487,242 19,914,231		1.72
アメリカ	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	4,000	4,436.95 4,655.85	17,747,839 18,623,404		1.61
アメリカ	TRIPADVISOR INC	株式	小売	1,790	9,754.67 10,308.64	17,460,863 18,452,472		1.59
スウェーデン	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	株式	銀行	3,785	4,810.95 4,863.07	18,209,479 18,406,735		1.59
スウェーデン	INVESTOR AB-B SHS	株式	各種金融	4,680	3,573.60 3,817.79	16,724,448 17,867,285		1.54
アメリカ	EXXON MOBIL CORP	株式	エネルギー	1,710	10,268.18 10,329.39	17,558,596 17,663,259		1.53
アメリカ	PFIZER INC	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,783	2,933.76 3,047.88	16,965,975 17,625,896		1.52
アメリカ	US BANCORP	株式	銀行	3,980	4,261.63 4,363.30	16,961,324 17,365,951		1.50

アメリカ	MARTIN MARIETTA MATERIALS	株式	素材	1,255	13,082.65 13,544.29	16,418,727 16,998,089	1.47
アメリカ	SCHLUMBERGER LTD	株式	エネルギー	1,450	11,159.31 11,427.99	16,181,002 16,570,597	1.43
アメリカ	WAL-MART STORES INC	株式	食品・生活必需品 小売り	2,070	7,697.50 7,873.86	15,933,841 16,298,902	1.41
スウェーデン	ATLAS COPCO AB-A SHS	株式	資本財	5,190	2,985.44 3,030.11	15,494,459 15,726,296	1.36
フランス	TOTAL SA	株式	エネルギー	2,232	6,658.84 6,780.56	14,864,066 15,134,211	1.31
スイス	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・ タバコ	1,880	7,607.79 7,998.95	14,302,660 15,038,042	1.30
アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	食品・飲料・ タバコ	1,690	8,660.21 8,844.87	14,635,763 14,947,834	1.29
アメリカ	WATERS CORP	株式	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	1,310	10,726.71 10,722.56	14,051,997 14,046,561	1.21
アメリカ	PEPSICO INC	株式	食品・飲料・ タバコ	1,440	9,389.50 9,604.24	13,520,890 13,830,118	1.19
アメリカ	DONALDSON CO INC	株式	資本財	3,045	3,992.95 4,374.71	12,158,540 13,321,009	1.15
アメリカ	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	株式	食品・飲料・ タバコ	1,399	9,395.73 9,494.28	13,144,628 13,282,504	1.15
アメリカ	TIFFANY & CO	株式	小売	1,240	10,144.73 10,544.13	12,579,470 13,074,725	1.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年8月29日現在

種類 / 業種別		投資比率 (%)
株式	エネルギー	8.78
	素材	6.70
	資本財	10.37
	商業・専門サービス	1.74
	運輸	1.23
	自動車・自動車部品	2.62
	耐久消費財・アパレル	0.76
	消費者サービス	0.50
	小売	5.87
	食品・生活必需品小売り	3.13
	食品・飲料・タバコ	6.52
	家庭用品・パーソナル用品	1.65
	ヘルスケア機器・サービス	3.81
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.69
	銀行	9.55
	各種金融	12.32
	保険	4.37
	不動産	0.45
	ソフトウェア・サービス	7.59
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.44
半導体・半導体製造装置	1.88	
合計	98.99	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### < 参考 >

#### 「短期資産マザーファンド」

当ファンドは、当該マザーファンドへの投資を行っていないため記載を省略しております。

## [ 参考情報 ]

## 運用実績

## 1 基準価額・純資産の推移(2004年8月31日～2014年8月29日)



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

## 2 分配の推移

2014年 8月	0円
2013年 8月	0円
2012年 8月	0円
2011年 8月	0円
2010年 8月	0円
2009年 8月	0円
設定来累計	0円

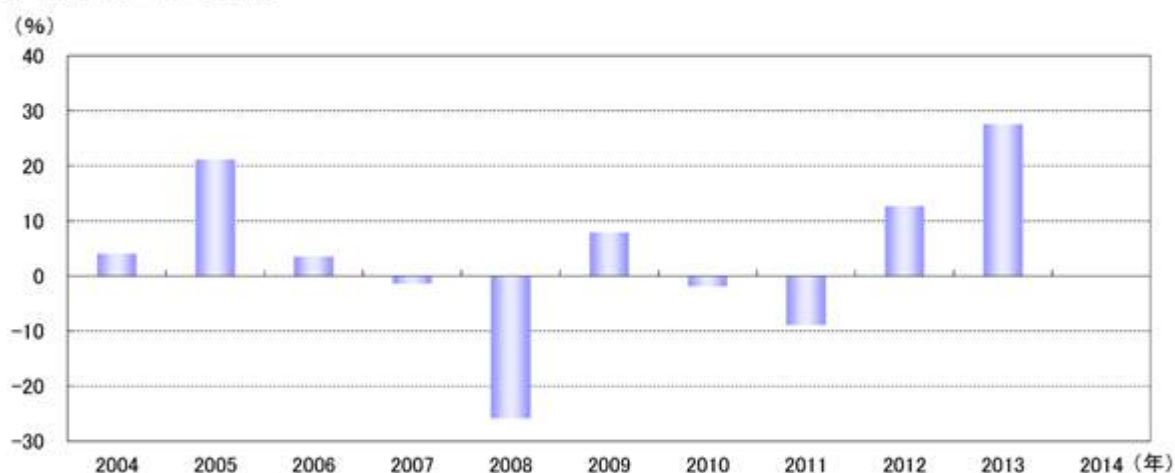
・分配金は1万円当たり、税引前

## 3 主要な資産の状況(2014年8月29日現在)

資産別構成	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	31.7%	円	72.3%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.4%
国内債券	38.3%	アメリカドル	15.4%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.3%
外国株式	16.9%	ユーロ	5.9%	富士重工業	株式	輸送用機器	日本	0.8%
外国債券	10.6%	イギリスポンド	2.5%	塩野義製薬	株式	医薬品	日本	0.6%
		スウェーデンクローネ	1.3%	オリックス	株式	その他金融業	日本	0.6%
		オーストラリアドル	0.9%	第99回利付国債(5年)	債券	国債	日本	4.8%
		スイスフラン	0.5%	第147回利付国債(20年)	債券	国債	日本	2.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%	カナダドル	0.3%	第106回利付国債(5年)	債券	国債	日本	1.9%
合計	100.0%	その他	0.9%	第7回東日本旅客鉄道	債券	社債	日本	1.7%
		合計	100.0%	第28回中日本高速道路	債券	特殊債	日本	1.6%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(REITを含む)の組み入れがある場合、株式に含めて表示

## 4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2014年は8月29日までの収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込価額の照会方法	申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

その他	<p>委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。</p> <p>委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。</p> <p>受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。</p>
-----	---

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認ください。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a></p>

#### (2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

#### (3)【信託期間】

信託期間	<p>平成13年10月18日から無期限</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p>
------	---

## (4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年8月15日から翌年8月14日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

## (5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用報告書（平成26年12月以降は交付運用報告書）を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の 辞任および 解任に伴う 取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社 がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受 益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した 場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にし たがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、 委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理 の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託 銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信 託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレス に掲載します。 <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生 じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 信託約款（平成26年12月1日適用予定）の変更内容について

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

（下線部\_\_\_\_\_は変更部分を、「」は該当する条文を示します。）

変更前（旧）	変更後（新）
<新設>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。</p> <p>前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</p>

## 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。</li> </ul>
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul>
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> </ul> <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>



### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(平成25年8月15日から平成26年8月14日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【三菱UFJ&lt;DC&gt;ライフ・バランスファンド(安定成長型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 [平成25年8月14日現在]	第13期 [平成26年8月14日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,015,094	4,928,108
親投資信託受益証券	224,535,561	266,665,726
未収利息	6	7
流動資産合計	228,550,661	271,593,841
資産合計	228,550,661	271,593,841
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	91,803	108,463
未払委託者報酬	1,514,626	1,789,649
その他未払費用	4,073	4,826
流動負債合計	1,610,502	1,902,938
負債合計	1,610,502	1,902,938
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	187,112,817	207,603,011
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	39,827,342	62,087,892
(分配準備積立金)	26,060,579	39,902,731
元本等合計	226,940,159	269,690,903
純資産合計	226,940,159	269,690,903
負債純資産合計	228,550,661	271,593,841

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期	第13期
	自平成24年8月15日 至平成25年8月14日	自平成25年8月15日 至平成26年8月14日
営業収益		
受取利息	2,353	2,219
有価証券売買等損益	52,330,853	20,770,165
営業収益合計	52,333,206	20,772,384
営業費用		
受託者報酬	167,901	209,639
委託者報酬	2,770,184	3,459,012
その他費用	7,434	9,327
営業費用合計	2,945,519	3,677,978
営業利益	49,387,687	17,094,406
経常利益	49,387,687	17,094,406
当期純利益	49,387,687	17,094,406
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,023,764	972,912
期首剰余金又は期首欠損金( )	9,957,079	39,827,342
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,420,498	9,966,841
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	737,301	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,683,197	9,966,841
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,827,785
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,827,785
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金( )	39,827,342	62,087,892

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

	第12期 [平成25年8月14日現在]	第13期 [平成26年8月14日現在]
1 期首元本額	178,490,673円	187,112,817円
期中追加設定元本額	23,378,535円	38,252,620円
期中一部解約元本額	14,756,391円	17,762,426円
2 受益権の総数	187,112,817口	207,603,011口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2129円 (12,129円)	1.2991円 (12,991円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期(自平成24年8月15日 至 平成25年8月14日)

## 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	3,462,164円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	10,989,770円
収益調整金額	C	40,014,182円
分配準備積立金額	D	11,608,645円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,074,761円
当ファンドの期末残存口数	F	187,112,817口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,531円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第13期(自平成25年8月15日 至 平成26年8月14日)

## 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	3,278,204円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	12,843,290円
収益調整金額	C	49,591,377円
分配準備積立金額	D	23,781,237円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,494,108円
当ファンドの期末残存口数	F	207,603,011口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,310円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第12期 (自平成24年8月15日 至平成25年8月14日)	第13期 (自平成25年8月15日 至平成26年8月14日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左 同 左 同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同 左
------------------	---	-----

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 12 期 [ 平成25年8月14日現在 ]	第 13 期 [ 平成26年8月14日現在 ]
	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同 左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 12 期 [ 平成25年8月14日現在 ]	第 13 期 [ 平成26年8月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	43,246,452	18,819,072
合計	43,246,452	18,819,072

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	80,649,874	105,635,204	
	国内株式マザーファンド	121,079,989	87,092,836	
	世界債券マザーファンド	12,382,081	29,101,604	
	世界株式マザーファンド	28,083,985	44,836,082	
	親投資信託受益証券 小計	242,195,929	266,665,726	
	合計	242,195,929	266,665,726	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt;参考&gt;

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。  
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「国内債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[ 平成25年8月14日現在 ]	[ 平成26年8月14日現在 ]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,218,968	28,775,982
国債証券	2,147,674,270	2,150,357,440
特殊債券	203,153,000	202,209,000
社債券	111,880,000	109,450,000
未収利息	8,885,654	8,587,132
前払費用	847,883	195,895
流動資産合計	2,514,659,775	2,499,575,449
資産合計	2,514,659,775	2,499,575,449
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	1 1,972,967,920	1,908,319,683
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	541,691,855	591,255,766
元本等合計	2,514,659,775	2,499,575,449
純資産合計	2,514,659,775	2,499,575,449
負債純資産合計	2,514,659,775	2,499,575,449

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[ 平成25年8月14日現在 ]	[ 平成26年8月14日現在 ]
1 期首		
期首元本額	平成24年8月15日 1,639,803,579円	平成25年8月15日 1,972,967,920円
期首からの追加設定元本額	554,322,498円	294,474,859円
期首からの一部解約元本額	221,158,157円	359,123,096円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)	493,138,473円	421,239,663円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)	256,328,586円	241,453,735円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)	162,690,305円	158,306,182円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)	170,465,175円	161,668,983円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	194,408,687円	172,000,060円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	189,071,700円	197,574,606円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	131,536,693円	139,510,197円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定型)	59,927,586円	66,843,304円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)	70,724,320円	80,649,874円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)	33,688,908円	37,644,118円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(積極型)	29,485,145円	31,716,401円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	79,497,677円	81,354,891円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	58,899,438円	69,884,656円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	43,105,227円	48,473,013円
(合計)	1,972,967,920円	1,908,319,683円
2 受益権の総数	1,972,967,920口	1,908,319,683口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2746円 (12,746円)	1.3098円 (13,098円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（自平成24年8月15日 至平成25年8月14日）	（自平成25年8月15日 至平成26年8月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,559,950	3,465,130
特殊債券	57,000	77,000
社債券	98,000	80,000
合計	2,404,950	3,308,130

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

該当事項はありません。

## （2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第99回利付国債（5年）	120,000,000	120,825,600	
	第102回利付国債（5年）	68,000,000	68,357,000	
	第103回利付国債（5年）	81,000,000	81,459,270	
	第106回利付国債（5年）	123,000,000	123,416,970	
	第109回利付国債（5年）	47,000,000	47,007,990	
	第113回利付国債（5年）	97,000,000	97,722,650	
	第115回利付国債（5年）	104,000,000	104,359,840	
	第118回利付国債（5年）	56,000,000	56,147,840	
	第5回利付国債（40年）	14,000,000	14,928,900	
	第6回利付国債（40年）	3,000,000	3,110,790	
	第294回利付国債（10年）	48,000,000	50,936,160	
	第298回利付国債（10年）	22,000,000	23,120,680	
	第299回利付国債（10年）	54,000,000	56,867,400	
	第309回利付国債（10年）	5,000,000	5,268,800	
	第310回利付国債（10年）	60,000,000	62,963,400	
第312回利付国債（10年）	2,000,000	2,125,860		

	第315回利付国債(10年)	78,000,000	83,065,320	
	第319回利付国債(10年)	30,000,000	31,757,700	
	第321回利付国債(10年)	51,000,000	53,628,030	
	第325回利付国債(10年)	93,000,000	96,292,200	
	第329回利付国債(10年)	50,000,000	51,641,000	
	第331回利付国債(10年)	100,000,000	101,398,000	
	第334回利付国債(10年)	92,000,000	92,862,040	
	第28回利付国債(30年)	58,000,000	69,128,460	
	第35回利付国債(30年)	42,000,000	45,605,700	
	第41回利付国債(30年)	34,000,000	34,335,920	
	第35回利付国債(20年)	20,000,000	21,664,800	
	第44回利付国債(20年)	28,000,000	31,636,360	
	第88回利付国債(20年)	66,000,000	78,228,480	
	第110回利付国債(20年)	86,000,000	99,950,060	
	第119回利付国債(20年)	38,000,000	42,330,100	
	第124回利付国債(20年)	10,000,000	11,396,400	
	第129回利付国債(20年)	20,000,000	22,114,600	
	第140回利付国債(20年)	94,000,000	101,286,880	
	第145回利付国債(20年)	13,000,000	13,902,590	
	第147回利付国債(20年)	143,000,000	149,513,650	
	国債証券 小計	2,050,000,000	2,150,357,440	
特殊債券	第28回中日本高速道路	100,000,000	102,041,000	
	第3回緑資源債券(財投機関債)	100,000,000	100,168,000	
	特殊債券 小計	200,000,000	202,209,000	
社債券	第7回東日本旅客鉄道	100,000,000	109,450,000	
	社債券 小計	100,000,000	109,450,000	
合計		2,350,000,000	2,462,016,440	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。



「国内株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[ 平成25年8月14日現在 ]		[ 平成26年8月14日現在 ]	
	金額(円)		金額(円)	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		8,149,190		44,531,880
株式		1,942,873,000		1,985,231,730
未収入金				21,460,017
未収配当金		1,554,300		1,170,406
未収利息		14		67
流動資産合計		1,952,576,504		2,052,394,100
資産合計		1,952,576,504		2,052,394,100
負債の部				
流動負債				
未払金				41,602,922
流動負債合計				41,602,922
負債合計				41,602,922
純資産の部				
元本等				
元本	1	3,010,832,184		2,795,538,798
剰余金				
剰余金又は欠損金( )	2	1,058,255,680		784,747,620
元本等合計		1,952,576,504		2,010,791,178
純資産合計		1,952,576,504		2,010,791,178
負債純資産合計		1,952,576,504		2,052,394,100

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[ 平成25年8月14日現在 ]	[ 平成26年8月14日現在 ]
1 期首	平成24年8月15日	平成25年8月15日
期首元本額	3,847,284,475円	3,010,832,184円
期首からの追加設定元本額	443,068,459円	435,810,408円
期首からの一部解約元本額	1,279,520,750円	651,103,794円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)	385,304,009円	311,211,928円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)	406,089,024円	362,465,184円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)	400,738,567円	372,498,507円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)	573,918,388円	521,607,275円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	151,441,083円	136,112,383円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	239,553,299円	222,898,704円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	281,120,801円	270,766,263円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定型)	46,868,288円	49,429,373円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)	111,920,461円	121,079,989円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)	83,099,598円	88,479,230円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(積極型)	99,337,016円	102,398,372円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	64,761,961円	63,456,116円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	74,718,358円	79,088,487円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	91,961,331円	94,046,987円
(合計)	3,010,832,184円	2,795,538,798円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,058,255,680円	784,747,620円
3 受益権の総数	3,010,832,184口	2,795,538,798口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6485円 (6,485円)	0.7193円 (7,193円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（自平成24年8月15日 至平成25年8月14日）	（自平成25年8月15日 至平成26年8月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	22,159,212	17,273,548
合計	22,159,212	17,273,548

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

（単位：円）

コード	銘 柄 銘 柄 名	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
1605	国際石油開発帝石	7,500	1,525.00	11,437,500	
1801	大成建設	34,000	621.00	21,114,000	
1802	大林組	21,000	801.00	16,821,000	
1808	長谷工コーポレーション	31,800	833.00	26,489,400	
1893	五洋建設	27,000	364.00	9,828,000	
1969	高砂熱学工業	13,100	1,362.00	17,842,200	
2229	カルビー	4,500	3,470.00	15,615,000	
2502	アサヒグループホールディングス	6,600	3,234.00	21,344,400	
2607	不二製油	7,000	1,698.00	11,886,000	
2914	日本たばこ産業	4,300	3,520.50	15,138,150	
3402	東レ	27,000	706.40	19,072,800	
4452	花王	7,200	4,375.50	31,503,600	
4901	富士フイルムホールディングス	7,100	3,105.50	22,049,050	
7917	藤森工業	5,300	3,335.00	17,675,500	
8113	ユニ・チャーム	1,600	6,779.00	10,846,400	
4507	塩野義製薬	15,500	2,302.00	35,681,000	
4536	参天製薬	4,100	6,360.00	26,076,000	
4555	沢井製薬	1,000	5,860.00	5,860,000	
5020	JXホールディングス	24,900	526.00	13,097,400	

5108	ブリヂストン	4,800	3,548.50	17,032,800
5288	ジャパンパイル	8,500	820.00	6,970,000
5334	日本特殊陶業	8,000	3,195.00	25,560,000
5401	新日鐵住金	63,000	307.80	19,391,400
5486	日立金属	15,000	1,732.00	25,980,000
5711	三菱マテリアル	42,000	361.00	15,162,000
5741	UACJ	25,000	456.00	11,400,000
5802	住友電気工業	11,600	1,525.00	17,690,000
5929	三和ホールディングス	38,000	745.00	28,310,000
5947	リンナイ	2,200	9,670.00	21,274,000
6113	アマダ	25,000	976.00	24,400,000
6273	S M C	500	27,235.00	13,617,500
6287	サトーホールディングス	9,200	2,863.00	26,339,600
6361	荏原製作所	38,000	599.00	22,762,000
6367	ダイキン工業	4,100	6,670.00	27,347,000
6383	ダイフク	15,500	1,204.00	18,662,000
6395	タダノ	6,000	1,896.00	11,376,000
6448	ブラザー工業	6,100	1,923.00	11,730,300
6501	日立製作所	29,000	778.70	22,582,300
6502	東芝	70,000	455.50	31,885,000
6503	三菱電機	26,000	1,339.00	34,814,000
6645	オムロン	6,000	4,385.00	26,310,000
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	30,000	633.00	18,990,000
6701	日本電気	47,000	387.00	18,189,000
6707	サンケン電気	12,000	804.00	9,648,000
6770	アルプス電気	11,800	1,558.00	18,384,400
6807	日本航空電子工業	12,000	2,298.00	27,576,000
6841	横河電機	6,400	1,200.00	7,680,000
6869	シスメックス	7,600	4,120.00	31,312,000
6952	カシオ計算機	13,100	1,816.00	23,789,600
6981	村田製作所	2,400	10,155.00	24,372,000
7752	リコー	16,500	1,138.50	18,785,250
6902	デンソー	4,300	4,602.00	19,788,600
7012	川崎重工業	25,000	379.00	9,475,000
7203	トヨタ自動車	14,800	6,009.00	88,933,200
7261	マツダ	6,600	2,415.00	15,939,000
7267	本田技研工業	3,200	3,469.00	11,100,800
7270	富士重工業	16,200	2,913.00	47,190,600
7272	ヤマハ発動機	7,900	1,947.00	15,381,300
7733	オリンパス	4,200	3,590.00	15,078,000
7747	朝日インテック	5,600	4,365.00	24,444,000
7832	バンダイナムコホールディングス	9,600	3,020.00	28,992,000
7951	ヤマハ	5,700	1,522.00	8,675,400
4689	ヤフー	22,300	437.00	9,745,100
9432	日本電信電話	3,800	6,771.00	25,729,800
9433	KDDI	4,000	5,987.00	23,948,000
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	5,600	2,310.00	12,936,000
9719	S C S K	5,800	2,993.00	17,359,400
9984	ソフトバンク	4,800	7,056.00	33,868,800
3076	あい ホールディングス	8,000	2,007.00	16,056,000
3360	シップヘルスケアホールディングス	5,200	3,435.00	17,862,000
8031	三井物産	19,300	1,706.50	32,935,450
3382	セブン&アイ・ホールディングス	7,600	4,379.50	33,284,200
7453	良品計画	1,000	12,790.00	12,790,000
9983	ファーストリテイリング	600	33,005.00	19,803,000
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	136,500	593.10	80,958,150
8308	りそなホールディングス	42,500	567.20	24,106,000
8316	三井住友フィナンシャルグループ	3,700	4,116.00	15,229,200
8332	横浜銀行	20,000	582.60	11,652,000
8411	みずほフィナンシャルグループ	59,400	196.40	11,666,160
8604	野村ホールディングス	27,100	645.20	17,484,920
8766	東京海上ホールディングス	10,400	3,225.00	33,540,000
8591	オリックス	23,200	1,594.00	36,980,800
8801	三井不動産	10,000	3,274.00	32,740,000
8802	三菱地所	10,000	2,392.50	23,925,000
8804	東京建物	28,000	841.00	23,548,000
8830	住友不動産	6,000	4,028.50	24,171,000
2371	カカコム	13,800	1,709.00	23,584,200
2413	エムスリー	17,000	1,805.00	30,685,000

4661	オリエンタルランド	1,100	20,020.00	22,022,000	
4751	サイバーエージェント	3,100	3,365.00	10,431,500	
4755	楽天	9,400	1,329.00	12,492,600	
	合 計	1,475,100		1,985,231,730	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「世界債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[ 平成25年8月14日現在 ]	[ 平成26年8月14日現在 ]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,976,323	7,217,747
コール・ローン	1,899,720	7,901,273
国債証券	591,438,700	622,128,217
未収利息	5,673,714	6,439,189
前払費用	1,953,514	625,121
流動資産合計	603,941,971	644,311,547
資産合計	603,941,971	644,311,547
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	1 285,469,812	274,144,518
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	318,472,159	370,167,029
元本等合計	603,941,971	644,311,547
純資産合計	603,941,971	644,311,547
負債純資産合計	603,941,971	644,311,547

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[ 平成25年8月14日現在 ]	[ 平成26年8月14日現在 ]
1 期首	平成24年8月15日	平成25年8月15日
期首元本額	296,302,709円	285,469,812円
期首からの追加設定元本額	96,463,125円	24,797,617円
期首からの一部解約元本額	107,296,022円	36,122,911円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)	56,192,731円	47,073,219円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)	40,966,101円	37,147,946円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)	34,654,900円	33,399,979円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)	22,685,637円	22,215,487円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	23,739,072円	21,039,481円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	26,498,880円	26,691,783円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	25,411,195円	26,007,830円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定型)	6,840,586円	7,445,612円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)	11,334,781円	12,382,081円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)	7,181,266円	8,021,770円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(積極型)	3,944,305円	4,390,035円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2020	9,475,981円	9,776,272円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2030	8,259,090円	9,440,257円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2040	8,285,287円	9,112,766円
(合計)	285,469,812円	274,144,518円
2 受益権の総数	285,469,812口	274,144,518口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1156円 (21,156円)	2.3503円 (23,503円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（自平成24年8月15日 至平成25年8月14日）	（自平成25年8月15日 至平成26年8月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,716,358	1,881,378
合計	2,716,358	1,881,378

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

該当事項はありません。

## （2）株式以外の有価証券

（単位：円）

通 貨		券面総額	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
アメリカドル				
国債証券	1.875 T-NOTE 200630	294,000.00	294,677.57	
	2 T-NOTE 230215	228,000.00	223,030.30	
	2.75 T-BOND 420815	116,000.00	105,537.34	
	3.125 T-NOTE 170131	799,000.00	847,158.47	
	3.25 T-NOTE 160531	396,000.00	416,186.71	
	3.625 T-NOTE 210215	116,000.00	127,908.12	
	3.75 T-NOTE 181115	201,000.00	220,636.75	
	4.375 T-BOND 380215	120,000.00	145,284.37	
国債証券 小 計		2,270,000.00	2,380,419.63 (243,993,012)	
アメリカドル 小 計		2,270,000.00	2,380,419.63 (243,993,012)	



カナダドル				
国債証券	2.75 CAN GOVT 220601	103,000.00	109,681.61	
	3.75 CAN GOVT 190601	40,000.00	44,252.40	
国債証券 小計		143,000.00	153,934.01 (14,460,560)	
カナダドル 小計		143,000.00	153,934.01 (14,460,560)	
オーストラリアドル				
国債証券	5.25 AUST GOVT 190315	99,000.00	108,940.59	
	国債証券 小計	99,000.00	108,940.59 (10,389,664)	
オーストラリアドル 小計		99,000.00	108,940.59 (10,389,664)	
イギリスポンド				
国債証券	1.25 GILT 180722	31,000.00	30,587.70	
	1.75 GILT 220907	51,000.00	48,863.10	
	3.75 GILT 200907	39,000.00	42,870.75	
	4 GILT 160907	66,000.00	70,207.50	
	4.25 GILT 271207	12,000.00	13,980.60	
	4.25 GILT 360307	55,000.00	65,109.00	
	4.25 GILT 551207	48,000.00	60,583.20	
国債証券 小計		302,000.00	332,201.85 (56,823,126)	
イギリスポンド 小計		302,000.00	332,201.85 (56,823,126)	
シンガポールドル				
国債証券	2.5 SINGAPORGOVT 190601	29,000.00	30,595.00	
	国債証券 小計	29,000.00	30,595.00 (2,511,543)	
シンガポールドル 小計		29,000.00	30,595.00 (2,511,543)	
マレーシアリングギット				
国債証券	4.378MALAYSIAGOVT 191129	94,000.00	96,825.64	
	国債証券 小計	94,000.00	96,825.64 (3,117,785)	
マレーシアリングギット 小計		94,000.00	96,825.64 (3,117,785)	
スウェーデンクローネ				
国債証券	5 SWD GOVT 201201	210,000.00	260,542.80	
	国債証券 小計	210,000.00	260,542.80 (3,884,693)	
スウェーデンクローネ 小計		210,000.00	260,542.80 (3,884,693)	
ノルウェークローネ				
国債証券	4.25 NORWE GOVT 170519	130,000.00	139,503.00	
	国債証券 小計	130,000.00	139,503.00 (2,322,724)	
ノルウェークローネ 小計		130,000.00	139,503.00 (2,322,724)	
メキシコペソ				
国債証券	6.5 MEXICAN BONOS 210610	810,000.00	867,356.10	
	国債証券 小計	810,000.00	867,356.10 (6,765,377)	
メキシコペソ 小計		810,000.00	867,356.10 (6,765,377)	
ポーランドズロチ				
国債証券	2.5 POLAND 180725	230,000.00	228,700.50	
	国債証券 小計	230,000.00	228,700.50 (7,473,932)	
ポーランドズロチ 小計		230,000.00	228,700.50 (7,473,932)	
ユーロ				
国債証券	1.25 BEL GOVT 180622	55,000.00	57,134.00	
	2.25 BUND 210904	61,000.00	68,161.40	
	3.25 NETH GOVT 210715	58,000.00	67,970.20	
	3.75 BEL GOVT 150928	88,000.00	91,643.20	
	3.75 BEL GOVT 200928	163,000.00	193,627.70	
	3.75 O.A.T 191025	225,000.00	263,542.50	
	3.75 O.A.T 210425	94,000.00	112,630.80	
	4 BUND 160704	110,000.00	118,266.50	

4 BUND 370104	42,000.00	58,199.40	
4 NETH GOVT 180715	57,000.00	65,450.25	
4 O.A.T 550425	19,000.00	26,239.95	
4.25 BEL GOVT 210928	141,000.00	174,438.15	
4.25 BEL GOVT 410328	136,000.00	185,429.20	
4.25 BUND 180704	129,000.00	149,878.65	
4.25 BUND 390704	44,000.00	64,369.80	
4.25 O.A.T 231025	37,000.00	46,829.05	
4.35 AUSTRIA GOVT 190315	70,000.00	82,897.50	
4.5 IRISH GOVT 200418	34,000.00	40,334.20	
5.5 O.A.T 290425	73,000.00	106,864.70	
国債証券 小計	1,636,000.00	1,973,907.15 (270,385,801)	
ユーロ 小計	1,636,000.00	1,973,907.15 (270,385,801)	
合計		622,128,217 (622,128,217)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 8銘柄	100.00%	39.22%
カナダドル	国債証券 2銘柄	100.00%	2.32%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	100.00%	1.67%
イギリスポンド	国債証券 7銘柄	100.00%	9.13%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.40%
マレーシアリングgit	国債証券 1銘柄	100.00%	0.50%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.62%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.37%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	100.00%	1.09%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.00%	1.20%
ユーロ	国債証券 19銘柄	100.00%	43.46%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「世界株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[ 平成25年8月14日現在 ]	[ 平成26年8月14日現在 ]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	513,091	817,337
コール・ローン	25,780,407	13,749,273
株式	1,073,143,013	1,106,285,879
投資証券	1,797,686	1,982,923
未収配当金	994,585	1,225,167
未収利息	44	20
流動資産合計	1,102,228,826	1,124,060,599
資産合計	1,102,228,826	1,124,060,599
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	1 811,935,916	704,059,180
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	290,292,910	420,001,419
元本等合計	1,102,228,826	1,124,060,599
純資産合計	1,102,228,826	1,124,060,599
負債純資産合計	1,102,228,826	1,124,060,599

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[ 平成25年8月14日現在 ]	[ 平成26年8月14日現在 ]
1 期首		
期首元本額	平成24年8月15日 1,122,453,092円	平成25年8月15日 811,935,916円
期首からの追加設定元本額	88,293,117円	83,054,798円
期首からの一部解約元本額	398,810,293円	190,931,534円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)	95,871,646円	72,780,725円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)	101,153,439円	84,309,893円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)	112,139,487円	96,842,070円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)	175,500,647円	149,139,129円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	40,586,356円	32,440,369円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	57,639,656円	52,025,111円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	76,737,364円	67,673,905円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定型)	11,597,533円	11,544,713円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)	27,867,450円	28,083,985円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)	23,210,426円	23,021,623円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(積極型)	30,386,977円	29,353,389円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2020	16,211,990円	14,991,912円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2030	17,962,708円	18,437,404円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤーファンド 2040	25,070,237円	23,414,952円
(合計)	811,935,916円	704,059,180円
2 受益権の総数	811,935,916口	704,059,180口

3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3575円 (13,575円)	1.5965円 (15,965円)
-----------------------------	----------------------	----------------------

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	(自平成24年8月15日 至平成25年8月14日)	(自平成25年8月15日 至平成26年8月14日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成25年8月14日現在]	[平成26年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,246,730	8,959,897
投資証券	19,192	18,721
合計	1,227,538	8,978,618

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	AMERICAN EXPRESS CO	2,170	87.400000	189,658.00	
	APACHE CORP	1,065	98.600000	105,009.00	
	APPLE INC	3,003	97.240000	292,011.72	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,500	82.000000	123,000.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,420	133.080000	188,973.60	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,399	91.780000	128,400.22	

C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,135	67.500000	76,612.50	
CARMAX INC	2,050	49.810000	102,110.50	
COLGATE-PALMOLIVE CO	1,790	64.380000	115,240.20	
DONALDSON CO INC	3,045	39.460000	120,155.70	
EBAY INC	1,815	52.970000	96,140.55	
EOG RESOURCES INC	1,925	106.350000	204,723.75	
EXXON MOBIL CORP	1,710	99.090000	169,443.90	
FASTENAL CO	2,720	44.380000	120,713.60	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	5,065	45.960000	232,787.40	
GENOMIC HEALTH INC	680	27.560000	18,740.80	
GOOGLE INC-CL A	195	584.560000	113,989.20	
GOOGLE INC-CL C	195	574.780000	112,082.10	
HARLEY-DAVIDSON INC	3,285	62.290000	204,622.65	
HOME DEPOT INC	1,310	83.120000	108,887.20	
JOHNSON & JOHNSON	965	101.740000	98,179.10	
JOHNSON CONTROLS INC	1,740	47.590000	82,806.60	
LINCOLN ELECTRIC HOLDINGS	1,030	69.220000	71,296.60	
LINEAR TECHNOLOGY CORP	1,260	44.380000	55,918.80	
M & T BANK CORP	1,565	120.230000	188,159.95	
MARKEL CORP	370	641.390000	237,314.30	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,255	126.500000	158,757.50	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	300	264.010000	79,203.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,045	47.020000	49,135.90	
MICROSOFT CORP	4,000	44.080000	176,320.00	
MONSANTO CO	465	116.870000	54,344.55	
MOODY'S CORP	1,136	90.950000	103,319.20	
NOW INC/DE	2,860	32.240000	92,206.40	
ORACLE CORP	5,275	40.240000	212,266.00	
PEPSICO INC	1,440	91.740000	132,105.60	
PFIZER INC	5,783	28.210000	163,138.43	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,690	84.470000	142,754.30	
PRAXAIR INC	855	129.420000	110,654.10	
PROGRESSIVE CORP	3,370	24.200000	81,554.00	
RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	1,100	53.100000	58,410.00	
SCHLUMBERGER LTD	1,450	107.620000	156,049.00	
SEATTLE GENETICS INC	970	41.600000	40,352.00	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	515	211.750000	109,051.25	
TD AMERITRADE HOLDING CORP	6,070	32.310000	196,121.70	
TIFFANY & CO	1,240	96.980000	120,255.20	
TJX COMPANIES INC	2,060	53.340000	109,880.40	
TRIPADVISOR INC	1,790	96.840000	173,343.60	
ULTRA PETROLEUM CORP	2,975	22.460000	66,818.50	
US BANCORP	3,980	41.360000	164,612.80	
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	1,225	85.380000	104,590.50	
WAL-MART STORES INC	2,070	74.030000	153,242.10	
WATERS CORP	1,310	103.120000	135,087.20	
WATSCO INC	1,195	92.520000	110,561.40	
WELLPOINT INC	1,815	110.350000	200,285.25	
XILINX INC	2,085	41.300000	86,110.50	
アメリカドル 小計	105,731		7,097,508.32 (727,494,602)	
オーストラリアドル				
ANSELL LTD	1,530	18.810000	28,779.30	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	5,690	5.460000	31,067.40	
AUST AND NZ BANKING GROUP	2,035	32.740000	66,625.90	
BHP BILLITON LTD	2,189	38.240000	83,707.36	
BRAMBLES LTD	4,720	9.100000	42,952.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	750	80.960000	60,720.00	
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	3,030	13.850000	41,965.50	
SEEK LTD	2,890	16.250000	46,962.50	
WOODSIDE PETROLEUM LTD	675	42.070000	28,397.25	
WOOLWORTHS LTD	1,600	35.930000	57,488.00	
オーストラリアドル 小計	25,109		488,665.21 (46,604,001)	
イギリスポンド				
ABCAM PLC	6,320	3.940000	24,900.80	
AMLIN PLC	5,250	4.463000	23,430.75	

BG GROUP PLC	2,885	11.450000	33,033.25	
BHP BILLITON PLC	940	20.395000	19,171.30	
BURBERRY GROUP PLC	2,410	14.570000	35,113.70	
COCA-COLA HBC AG-CDI	3,020	13.280000	40,105.60	
DOMINO'S PIZZA GROUP PLC	2,770	5.770000	15,982.90	
EXPERIAN PLC	2,220	10.190000	22,621.80	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	2,890	10.560000	30,518.40	
IMAGINATION TECH GROUP PLC	4,500	1.845000	8,302.50	
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	1,010	25.050000	25,300.50	
INTERTEK GROUP PLC	910	28.220000	25,680.20	
JOHNSON MATTHEY PLC	1,031	30.140000	31,074.34	
MICHAEL PAGE INTERNATIONAL	3,370	4.419000	14,892.03	
PETROFAC LTD	1,400	11.090000	15,526.00	
PRUDENTIAL PLC	2,270	14.040000	31,870.80	
RENISHAW PLC	2,180	16.850000	36,733.00	
RIO TINTO PLC	470	34.235000	16,090.45	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,000	10.390000	20,780.00	
ROTORK PLC	520	27.590000	14,346.80	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	814	29.050000	23,646.70	
ST JAMES'S PLACE PLC	6,000	7.335000	44,010.00	
STANDARD CHARTERED PLC	1,390	12.130000	16,860.70	
WEIR GROUP PLC/THE	460	26.170000	12,038.20	
XAAR PLC	2,200	5.610000	12,342.00	
イギリスポンド 小計	59,230		594,372.72 (101,667,453)	
スイスフラン				
GEBERIT AG-REG	223	300.400000	66,989.20	
NESTLE SA-REG	1,880	69.150000	130,002.00	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	515	129.300000	66,589.50	
スイスフラン 小計	2,618		263,580.70 (29,768,804)	
香港ドル				
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	10,500	24.750000	259,875.00	
GLOBAL BRANDS GROUP HOLDING	18,800	1.960000	36,848.00	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	15,000	23.650000	354,750.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	1,400	180.800000	253,120.00	
LI & FUNG LTD	18,800	10.340000	194,392.00	
香港ドル 小計	64,500		1,098,985.00 (14,528,581)	
シンガポールドル				
KEPPEL CORP LTD	3,600	10.890000	39,204.00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD	2,000	22.890000	45,780.00	
シンガポールドル 小計	5,600		84,984.00 (6,976,336)	
スウェーデンクローネ				
ALFA LAVAL AB	2,750	157.800000	433,950.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	5,190	203.700000	1,057,203.00	
HEXPOL AB	1,000	589.500000	589,500.00	
INVESTMENT AB KINNEVIK-B SHS	1,900	260.100000	494,190.00	
INVESTOR AB-B SHS	4,680	243.300000	1,138,644.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	3,785	327.200000	1,238,452.00	
VOLVO AB-B SHS	4,270	85.750000	366,152.50	
スウェーデンクローネ 小計	23,575		5,318,091.50 (79,292,744)	
デンマーククローネ				
CARLSBERG AS-B	695	527.000000	366,265.00	
JYSKE BANK-REG	1,534	313.100000	480,295.40	
デンマーククローネ 小計	2,229		846,560.40 (15,551,314)	
ユーロ				
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,580	22.200000	35,076.00	
COLRUYT SA	1,070	36.340000	38,883.80	
CORPORACION FINANCIERA ALBA	1,265	41.750000	52,813.75	
DEUTSCHE BOERSE AG	985	53.140000	52,342.90	
DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	10,080	6.122000	61,709.76	
ESSILOR INTERNATIONAL	320	72.250000	23,120.00	
EXOR SPA	1,970	28.100000	55,357.00	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,260	72.530000	91,387.80	

KONECRANES OYJ	1,980	23.750000	47,025.00	
L'OREAL	410	124.850000	51,188.50	
TOTAL SA	2,232	48.055000	107,258.76	
ユーロ 小計	23,152		616,163.27 (84,402,044)	
合計	311,744		1,106,285,879 (1,106,285,879)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨種類	銘柄	口数	評価額	備考
オーストラリアドル				
投資証券	SCENTRE GROUP	2,230.00	7,671.20	
	WESTFIELD CORP	1,790.00	13,120.70	
投資証券 小計		4,020.00	20,791.90 (1,982,923)	
オーストラリアドル 小計		4,020.00	20,791.90 (1,982,923)	
合計			1,982,923 (1,982,923)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 55銘柄	100.00%		65.64%
オーストラリアドル	株式 10銘柄	95.92%		4.21%
	投資証券 2銘柄		4.08%	0.18%
イギリスポンド	株式 25銘柄	100.00%		9.17%
スイスフラン	株式 3銘柄	100.00%		2.69%
香港ドル	株式 5銘柄	100.00%		1.31%
シンガポールドル	株式 2銘柄	100.00%		0.63%
スウェーデンクローネ	株式 7銘柄	100.00%		7.15%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	100.00%		1.40%
ユーロ	株式 11銘柄	100.00%		7.62%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「短期資産マザーファンド」の状況  
該当事項はありません。



2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成26年8月29日現在  
(単位:円)

資産総額	272,802,336
負債総額	844,979
純資産総額( - )	271,957,357
発行済口数	207,528,403 口
1口当たり純資産価額( / )	1.3105 ( 1万口当たり 13,105 )

<参考>

「国内債券マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成26年8月29日現在  
(単位:円)

資産総額	2,497,349,896
負債総額	
純資産総額( - )	2,497,349,896
発行済口数	1,903,927,364 口
1口当たり純資産価額( / )	1.3117 ( 1万口当たり 13,117 )

<参考>

「国内株式マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成26年8月29日現在  
(単位:円)

資産総額	2,017,056,652
負債総額	
純資産総額( - )	2,017,056,652
発行済口数	2,791,484,059 口
1口当たり純資産価額( / )	0.7226 ( 1万口当たり 7,226 )

<参考>

「世界債券マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成26年8月29日現在  
(単位:円)

資産総額	650,379,741
負債総額	
純資産総額( - )	650,379,741
発行済口数	272,849,299 口
1口当たり純資産価額( / )	2.3837 ( 1万口当たり 23,837 )

<参考>

「世界株式マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成26年8月29日現在  
(単位:円)

資産総額	1,157,959,062
負債総額	
純資産総額( - )	1,157,959,062
発行済口数	700,761,617 口
1口当たり純資産価額( / )	1.6524 ( 1万口当たり 16,524 )

<参考>

「短期資産マザーファンド」の現況

当ファンドは、当該マザーファンドへの投資を行っていないため記載を省略しております。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### （7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成26年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。  
平成26年8月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	502	7,083,643
追加型公社債投資信託	18	725,108
単位型株式投資信託	25	432,859
単位型公社債投資信託	4	156,172
合計	549	8,397,781

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)		第29期 (平成26年3月31日現在)	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金	2	22,261,065	2	33,576,940
有価証券	2	8,000,000		120,983
前払費用		159,117		166,599
未収入金		5,504		168,410
未収委託者報酬		4,489,181		6,895,748
未収収益	2	47,936	2	64,325
繰延税金資産		402,791		399,128
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		39,167		111,434
流動資産合計		35,434,764		41,533,570
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	270,058	1	254,682
器具備品	1	171,754	1	178,962
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,646,844		1,638,676
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		857,424		1,147,522
ソフトウェア仮勘定		430,432		105,254
無形固定資産合計		1,303,679		1,268,599
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		15,689,317		19,370,921
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	2	3,500,000		
長期差入保証金	2	825,804	2	813,838
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		20,350,294		20,519,931
固定資産合計		23,300,818		23,427,207
資産合計		58,735,583		64,960,778

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	75,221	270,374
未払金		
未払収益分配金	33,936	62,872
未払償還金	1,004,879	927,297
未払手数料	2 1,761,746	2 2,914,613
その他未払金	84,763	56,199
未払費用	2 1,333,574	2 1,623,932
未払消費税等	128,077	266,187
未払法人税等	1,686,070	2,228,949
賞与引当金	594,000	585,962
その他	348,389	383,684
流動負債合計	7,050,661	9,320,074
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	119,776	154,690
役員退職慰労引当金	65,103	63,000
時効後支払損引当金	201,877	226,128
繰延税金負債	251,776	253,904
固定負債合計	638,533	697,725
負債合計	7,689,194	10,017,799
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	39,686,216	43,710,993
利益剰余金合計	47,026,806	51,051,583
株主資本合計	49,249,033	53,273,811

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,797,355	1,669,167
評価・換算差額等合計	1,797,355	1,669,167
純資産合計	51,046,388	54,942,978
負債純資産合計	58,735,583	64,960,778



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		48,411,166		53,423,757
投資顧問料		13,601		139,837
その他営業収益		138,788		99,673
営業収益合計		48,563,556		53,663,268
営業費用				
支払手数料	2	19,724,426	2	21,905,982
広告宣伝費		543,508		694,552
公告費		1,748		1,062
調査費				
調査費		942,478		977,602
委託調査費		10,699,987		11,329,088
事務委託費		242,537		263,721
営業雑経費				
通信費		89,308		97,901
印刷費		443,177		510,065
協会費		39,963		40,060
諸会費		7,621		7,806
事務機器関連費		971,457		1,041,363
その他営業雑経費		8,989		12,477
営業費用合計		33,715,204		36,881,683
一般管理費				
給料				
役員報酬		198,915		205,947
給料・手当		3,740,875		3,814,639
賞与引当金繰入		594,000		585,962
福利厚生費		593,073		603,032
交際費		23,259		21,433
旅費交通費		139,968		143,037
租税公課		115,450		123,549
不動産賃借料		699,860		692,573
退職給付費用		162,650		256,292
役員退職慰労引当金繰入		19,007		20,252
固定資産減価償却費		442,844		467,545
諸経費		270,874		300,280
一般管理費合計		7,000,782		7,234,545
営業利益		7,847,569		9,547,039

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		213,088		287,886
有価証券利息	2	6,698	2	3,249
受取利息	2	25,684	2	19,503
投資有価証券償還益		6,072		1,862
収益分配金等時効完成分		412,323		64,449
その他		1,935		2,886
営業外収益合計		665,802		379,836
営業外費用				
投資有価証券償還損		8,689		57
時効後支払損引当金繰入		16,881		49,112
事務過誤費		186		1,389
その他		45		4,097
営業外費用合計		25,802		54,656
経常利益		8,487,569		9,872,219
特別利益				
投資有価証券売却益		334,775		767,140
特別利益合計		334,775		767,140
特別損失				
投資有価証券売却損		32,155		49,266
固定資産除却損	1	253	1	466
特別損失合計		32,409		49,732
税引前当期純利益		8,789,934		10,589,626
法人税、住民税及び事業税		3,441,310		3,847,871
法人税等調整額		55,499		11,641
法人税等合計		3,385,811		3,859,512
当期純利益		5,404,123		6,730,113

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 ）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	36,863,331	44,203,921	46,426,148
当期変動額								
剰余金の配当						2,581,238	2,581,238	2,581,238
当期純利益						5,404,123	5,404,123	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計						2,822,884	2,822,884	2,822,884
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054	723,054	47,149,203
当期変動額			
剰余金の配当			2,581,238
当期純利益			5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,074,300	1,074,300	1,074,300
当期変動額合計	1,074,300	1,074,300	3,897,185
当期末残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033
当期変動額								
剰余金の配当						2,705,336	2,705,336	2,705,336
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計						4,024,777	4,024,777	4,024,777
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388
当期変動額			
剰余金の配当			2,705,336
当期純利益			6,730,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128,187	128,187	128,187
当期変動額合計	128,187	128,187	3,896,589
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

## 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

## (会計上の見積もりの変更)

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数(8年)により費用処理していましたが、当事業年度において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## (未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

## (1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

## (2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
建物	233,990千円	258,119千円
器具備品	351,481千円	374,405千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
預金	19,410,015千円	30,782,482千円
有価証券	8,000,000千円	-
未収収益	40,120千円	34,750千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	3,500,000千円	-
長期差入保証金	816,823千円	804,456千円
未払手数料	927,107千円	1,802,448千円
未払費用	148,712千円	171,067千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
器具備品	253千円	466千円
計	253千円	466千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	10,230,968千円	11,642,746千円
有価証券利息	5,170千円	2,051千円
受取利息	25,684千円	19,503千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,375,465千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	27,200円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月30日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

## 第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	-
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	-
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	-
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	-
負債計	3,447,816	3,447,816	-

## 第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	33,576,940	33,576,940	-
(2) 有価証券	120,983	120,983	-
(3) 未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	-
(4) 長期性預金	-	-	-
(5) 投資有価証券	19,332,021	19,332,021	-
資産計	59,925,694	59,925,694	-
(1) 未払手数料	2,914,613	2,914,613	-
(2) 未払法人税等	2,228,949	2,228,949	-
負債計	5,143,563	5,143,563	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	-	-	-
未収委託者報酬	4,489,181	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	-	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	-	3,500,000	-	-
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

第29期(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	-	-	-
未収委託者報酬	6,895,748	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	-	-	-	-
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
長期性預金	-	-	-	-
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,025,331	3,033,767	8,436
	小計	3,025,331	3,033,767	8,436
合計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

第29期（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	小計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,189,065	3,212,015	22,950
	小計	3,189,065	3,212,015	22,950
合計		19,453,005	17,152,382	2,300,622

## 3. 売却したその他有価証券

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	7,033,368	334,775	32,155
合計	7,033,368	334,775	32,155

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,836,955	767,140	49,266
合計	3,836,955	767,140	49,266

(デリバティブ取引関係)  
重要な取引はありません。

(退職給付関係)  
第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2.退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(千円)	382,988
(2) 年金資産(千円)	143,462
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	239,525
(4) 未認識数理計算上の差異(千円)	119,749
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	119,776
(6) 退職給付引当金(千円)	119,776

3.退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(千円)	26,748
(2) 利息費用(千円)	7,087
(3) 期待運用収益(千円)	2,984
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	27,653
(5) その他(千円)	104,146
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(千円)	162,650

(注)「(5)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2)割引率

1.5%

(3)期待運用収益率

1.5%

(4)数理計算上の差異の処理年数

8年(各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。)

第29期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	382,988 千円
勤務費用	425
利息費用	5,724
数理計算上の差異の発生額	432
退職給付の支払額	75,066
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>313,639</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	143,462 千円
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の発生額	3,824
事業主からの拠出額	88,833
退職給付の支払額	75,066
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>163,205</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	311,889 千円
年金資産	163,205
	148,683
非積立型制度の退職給付債務	1,750
未認識数理計算上の差異	4,257
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>154,690</u>
退職給付引当金	154,690
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>154,690</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	425 千円
利息費用	5,724
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の費用処理額	119,749
その他	25,147
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>148,895</u>

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.1%
株式	13.1
その他	55.8
合計	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

長期期待運用収益率 1.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は107,397千円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	542,460 千円	527,037 千円
投資有価証券評価損	226,404	42,394
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	140,336	154,726
賞与引当金	225,779	208,836
役員退職慰労引当金	23,202	22,453
退職給付引当金	45,495	55,131
減価償却超過額	10,083	10,659
委託者報酬	124,166	136,745
長期差入保証金	26,203	30,510
時効後支払損引当金	71,948	80,592
その他	48,666	41,232
繰延税金資産 小計	1,493,253	1,318,825
評価性引当額	704,932	542,145
繰延税金資産 合計	788,320	776,680
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	637,305	631,455
その他	-	1
繰延税金負債 合計	637,305	631,456
繰延税金資産の純額	151,015	145,223

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が29,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29,724千円増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）及び第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）  
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）及び第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、  
記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。



## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	812,027 千円
							投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
								マルチコーラブル預金の預入	5,500,000 千円	現金及び預金	10,500,000 千円
										長期性預金	3,500,000 千円
			マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円					

## 第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  事務所の賃借  投資の助言	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,507,475 千円	未払手数料	476,882 千円
							事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	799,941 千円
							投資助言料	190,144 千円	未払費用	99,131 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,135,270 千円	未払手数料	1,325,565 千円
							譲渡性預金の預入	14,000,000 千円		
							譲渡性預金に係る受取利息	2,051 千円		
							マルチコーラブル預金の預入	6,500,000 千円	現金及び預金	10,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,775 千円	未収収益	646 千円

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

第29期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,638,642 千円	未払手数料	544,991 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

## （1株当たり情報）

	第28期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	411,339.33円	442,738.63円
1株当たり当期純利益金額	43,547.22円	54,232.25円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
当期純利益金額（千円）	5,404,123	6,730,113
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	5,404,123	6,730,113
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(平成26年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
株式会社鹿児島銀行	18,130 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成26年8月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%(62,050株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・当ファンドの受益権の価額は、株式・公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
  - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
  - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
  - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
  - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口 誠之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年9月24日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）の平成25年8月15日から平成26年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）の平成26年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。